

平成24年4月松伏町議会臨時会提出議案概要

議案第26号

専決処分の承認を求めることについて（吉川松伏消防組合の規約変更について）

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行及び知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、緊急に吉川松伏消防組合規約を変更することについて協議する必要性が生じ、平成24年3月29日に吉川松伏消防組合の規約変更について専決処分したので、その承認を求めるもの

2 内容

共同処理する事務の追加

(1) ガス事業法の規定に基づく事務

ガス用品の販売の事業を行う者に関する報告の徴収、立入検査及びガス用品の提出命令

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、同法施行令及び同法施行規則の規定に基づく事務

液化石油ガス販売事業者に関する報告の徴収、立入検査及び収去並びに液化石油ガス器具等の提出命令

3 施行期日

平成24年4月1日

議案第27号

専決処分の承認を求めることについて（松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、緊急に松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、平成24年3月31日に松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの

2 内容

(1) 松伏町税条例の一部改正（第1条）

ア 町民税関係

(ア) 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長（附則第22条の2関係）

居住用財産の買換え特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、一定の要件の下、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以後7年（現行3年）を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律）するもの

(イ) 東日本大震災に係る住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額等の特例の創設（附則第23条関係）

東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得又は増改築等をした場合において所得税における東日本大震災に係る特例措置の適用を受けたときは、

現行の町民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とするもの

イ 固定資産税関係

(ア) 地方税の特例措置（附則第10条の2関係）

地域決定型地方税制特例措置（※）により償却資産の課税標準額の特例割合を規定

施設	課税標準の特例割合
雨水貯留浸透施設	価格の4分の3
下水道除害施設	価格の3分の2

※地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）とは、地方税法の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で定めることができる仕組みで、平成24年度税制改正においては以上の2施設の特例措置が対象となったもの

(イ) 平成24年度から平成26年度までの負担調整措置等の見直し（附則第12条関係）

a 商業地等 平成21年度から平成23年度までの仕組みを継続

b 住宅用地 負担水準80パーセント以上の住宅用地の課税標準額を前年度課税標準額に据え置く措置を廃止

(ウ) 一般社団・財団が設置している図書館、博物館及び幼稚園の非課税措置（附則第21条の2関係）

一定の一般社団法人又は一般財団法人が平成20年12月1日前から設置している図書館、博物館及び幼稚園の固定資産について、固定資産税の非課税措置の適用を受けようとする場合の申告について規定

(エ) 平成24年度固定資産税の評価替えに伴う規定の整備（附則第11条、附則第11条の2、附則第12条の2、附則第13条及び附則15条関係）

(2) 松伏町国民健康保険税条例の一部改正（第2条）

東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長（附則第15項関係）

特定居住用財産の買換え特例等について、東日本大震災により居住用財産が滅失した場合には、一定の要件の下、その適用期限が延長になったことに伴う国民健康保険税所得割に係る規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成24年4月1日

(2) 経過措置

ア 町民税に関する経過措置

改正後の松伏町税条例附則第23条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

イ 固定資産税に関する経過措置

(ア) 改正後の松伏町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(イ) 2(1)イ(ア)地方税の特例措置については、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(ウ) 2(1)イ(イ)b住宅用地の負担調整措置等については、平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、負担水準80パーセント以上とあるのを90パーセント以上として改正前の規定は、なおその効力を有する。

(エ) その他の経過措置について規定

議案第28号

松伏町学校給食センター洗浄機更新工事請負契約の締結について

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 松伏町学校給食センター洗浄機更新工事 |
| 2 | 施 工 箇 所 | 松伏町大字田島1515番地2 |
| 3 | 履 行 期 限 | 平成24年9月28日 |
| 4 | 請 負 金 額 | 94,497,900円 |
| 5 | 請 負 業 者 | 埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目1番21号
株式会社協和設備
代表取締役 秦 清 |